

秋選管告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和4年9月9日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

選挙区の別

秋田市	86,908
能代市山本郡	22,233
横手市	24,817
大館市	20,118
男鹿市	7,661
湯沢市雄勝郡	17,210
鹿角市鹿角郡	9,856
由利本荘市	21,370
潟上市	9,260
大仙市仙北郡	27,953
北秋田市北秋田郡	9,518
にかほ市	6,819
仙北市	7,254
南秋田郡	6,435